

不用品を買い取ると言ったのに 大切な貴金属を買い取られた！

＜今回の相談事例＞

「不用品な洋服などはありませんか？何でも買い取ります」と女性から電話があった。以前から処理に困っていた洋服や靴があったので、来訪を了承した。翌日、男性がやってきて、不用品を見せたが、あまりよく見ず、「貴金属はありませんか？」と言われた。「ない」と答えたが、「古くてもいい。見せてもらうだけ」としつこく言うので、娘に譲ろうと思っていた指輪を見せると「服や靴と合わせて20,000円」と言い、お金と書類を置いて品物を持ち帰ってしまった。大切な指輪なので返してほしい。

(70代女性)

【アドバイス】

●業者の目的は貴金属です！

「何でも買い取る」と言って来訪を了承したら、売るつもりのない貴金属を買い取られてしまったという相談が再び増えています。業者の本来の目的は貴金属です。一度、見せてしまうと強引に買い取る業者もいるため、売るつもりのないものは、絶対に見せず、きっぱりと断りましょう。購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り商品以外のものを求めることはできません。しつこく「貴金属はないか」と言われたり、居座ったりした場合は、警察を呼びましょう。

●クーリング・オフができます。

今回の相談のような自宅での買い取りを「訪問購入」といい、契約書面を受け取った日から8日以内は、クーリング・オフが適用されます。また、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。悪質な業者の場合、買い取り後すぐに他の業者に転売する場合がありますので、契約をしてもその場で渡さず、手元に置いておきましょう。また、不用品を売る場合は、1社で決めず、複数の業者から見積もりを取り、比較検討し、家族や周りの人にも相談して、慎重に契約をしましょう。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188 (いやや!
あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



まもりん